

委 託 契 約 書

徳島県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、業務の委託について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務の目的）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

（1）委託業務名

令和8年度神山採種園伐採委託業務

（2）委託業務の内容

令和8年度神山採種園伐採委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号に規定する仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、契約締結日から令和8年11月27日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金〇〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額金〇〇〇〇円）とする。

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、随時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、委託期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第8条 乙は、委託業務が完了したときは、速やかに委託業務完了届（様式）を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第9条 甲は、委託業務完了届（様式）の提出を受けたときは、10日以内に、乙の係員

の立会いの上、検査しなければならない。

2 甲は、前項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

3 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第1項又は第3項に規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(再委託等の禁止)

第11条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第12条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書により、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が総括店又は代理総括店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき、又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において甲に損害があるときは、乙に賠償

を請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。

4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第14条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第15条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(疑義等の決定)

第16条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

(危険負担)

第17条 成果物の引渡し完了前に生じた損害は、全て乙の負担とし、甲は乙に対して契約の再履行を要求し、又はこの契約を解除することができる。

(契約不適合責任)

第18条 甲は、委託業務の完了後、成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であることを発見したときは、乙に対して相当の期間を定めて、その契約不適合の修補、代替物の引渡し又は損害の賠償をさせることができる。ただし、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときを除く。

2 甲は、前項の請求を行うには、契約不適合を知った時から1年以内に乙に通知しなければならない。

(著作権の帰属等)

第19条 委託業務の過程で生じた全ての著作権（著作権法第17条第1項に規定する著作権をいい、同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、甲に帰属する。

2 乙は、甲に対し、委託業務の過程で生じた成果物に関する全ての著作者人格権（著作権法第17条第1項に規定する著作者人格権をいう。）を行使しないものとする。

(個人情報の保護)

第20条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の費用)

第21条 この契約に要する費用は、乙の負担とする。

(資料の保存)

第22条 乙は、委託業務に係る資料を委託契約した翌年度から5年間保存しなければならない。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自
その 1 通を保有するものとする。

令和 8 年 月 日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1条 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

（秘密の保持）

第2条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（収集の制限）

第3条 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

（適正管理）

第4条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要かつ適正な措置を講じなければならない。

（目的外利用及び提供の禁止）

第5条 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（複写又は複製の禁止）

第6条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が指示又は承諾したときは、この限りでない。

（再委託の禁止）

第7条 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書により再委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）するときは、再委託先にこの契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務と同等の義務を負わせるとともに、再委託先の行為について再委託先と連携してその責任を負うものとする。

（資料等の返還又は廃棄）

第8条 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9条 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10条 甲は、乙及び再委託先がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故報告)

第11条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

令和 8 年度神山採種園伐採事業委託業務仕様書

1 総括事項

(1) 着手届

事業を受託した者（以下「受注者」という。）は、事業実施にあたっては、委託業務着手届（様式仕様書－１）とともに、工程表（様式仕様書－２）を提出するものとする。

(2) 現場管理者及び現場責任者の選定と職務

受注者は、事業を着手する以前に、現場管理者及び現場責任者を選定し、その結果を（様式仕様書－３）により、発注者に報告すること。

ア 現場管理者の職務

現場管理者は、次の職務に就くものとする。

(ア) 事業の実施に関する監督員の指示等を、現場作業者に忠実に伝えること。

(イ) 事業の実施にあたり、天災その他特別の事由により、監督員の指示通りの実施ができないと判断される場合、現場作業者からその状況を把握し、現場の現況も把握した上で、監督員に報告すること。

(ウ) 事業実施期間中は、１週間に１度以上事業地に赴き、現場の状況を把握するとともに、（様式仕様書－４）の報告書を作成し、発注者に提出すること。

イ 現場責任者の職務

現場責任者は、次の職務に就くものとする。

(ア) 事業実施期間中は事業地に常駐し、現場管理者の指導に従い、適正な事業実施に資するため、現場作業員を監督・指導すること。

(イ) 事業の実施にあたり、天災その他特別の事由により、現場管理者の指示通りの実施ができないと判断される場合、その内容を速やかに現場管理者に報告し、その指示を待つこと。

(ウ) 労働災害の発生を防止するための取り組みを常に講じること。

(3) 労働災害発生時の対応について

ア 本事業実施中に労働災害が発生した場合、受注者は、そのすべての災害について、（様式仕様書－５）による報告を速やかに行うこと。

イ 上記労働災害のうち、被災者が休業４日以上又は全治３０日以上のいずれかに該当する場合、被災状況が確定し次第、（様式仕様書－６）による報告を行うこと。

(4) 完了届等

受注者は、事業の部分払検査請求をする場合は、発注者に委託業務部分払検査請求書（様式仕様書－７）を提出すること。

また、事業が完了したときは、すみやかに、発注者に委託業務完了届（様式仕様書－８）を提出すること。

部分払検査請求書、完了届には、次のものを添付すること。

ア 出来高測量図等

受注者は、事業完了後、事業実施区域の測量を実施し、その測量図と測量野帳を添付する。

イ 写真

請負事業の各施業種について、事業実施前、事業実施中、事業完了後の写真を添付する。

2 業務内容

(1) 皆伐

ア 県の指定する材木は、すべて伐採すること。

イ 指定伐採区域外の立ち木を、伐倒のかかり木等の支障木として伐採する必要を生じたときは、県の指示を受けること。

ウ 伐倒の方向は原則として斜面情報または側方とし、立木の成立状態、隣接木の状況等の周囲の地形及び地物の状況を勘案して最も安全で、集材が容易と認められる方向に倒すこと。

エ 伐採点の標準は、傾斜地においては傾斜面山手の地面に接する点に、平地においては地面近くとすること。

オ 受け口は伐採点より低く、ほぼ樹心に達するまで切り込み、割裂のないよう心がけ、伐倒しようとする立木の重心を勘案して伐倒方向を確実に定めること。

カ 追口は、受口の切り口の上部に水平に入れること。

キ 伐倒に際しては、「くさび」を使用して伐倒方向を安定させ、伐倒の速度を加減して徐々に倒すこと。

ク 造材は、トラックに効率的に積み込める形状となるように行うこと。ただし、県から別に指示があるときはこの限りではない。

ケ 集材は、スイングヤードにより行うものとし、道沿いに通行の支障とならないように集積すること。

(2) 清掃・整理作業

ア 道路清掃は、昼休憩前と一日の作業終了前に町民の通行の妨げにならないよう枝葉等を清掃すること。

イ 地拵えは、搬出しない細い枝葉を細断し、植栽のしやすいように等高線状に一定の間隔を開けて、段状に整理して並べること。

(3) 安全維持管理

ア 安全維持管理は、作業箇所の始点と終点に合計2人の交通誘導員を配置し、通行車両等の安全確保を行うこと。なお、車両等の通行が生じる場合は、速やかに作業を一

時中断して安全に通行させること。

(4) 下刈

ア 下刈は、道路境界から幅 5m の範囲内の雑草木等を地際から刈払うこと。なお、刈払った草木等は、道路及び路肩（または側溝等）に放置せず、通行や排水の支障とならないよう法面等に適切に整理・かき上げること。

3 安全管理

各業務が極めて危険性の大きい作業であることを十分認識し、作業員に次の各項の徹底を図り、作業の安全を期すること。

- (1) 使用器具の安全点検
- (2) 保身用具の着用
- (3) 天候不良時の作業中止
- (4) 救護措置の準備

4 その他

この仕様書に定めのない事項については、甲と協議して業務を進めること。

(様式仕様書－１)

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

受託者 住所
氏名

委託業務着手届

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した次の事業について、次のとおり
着手しましたので、お届けします。

事業名	
事業箇所	
作業種・数量	
着手年月日	
契約事業期間	

(様式仕様書一 2)

工程表

1.委託業務名：

2.実施期間：

3.受注者名：

工種	7月			8月			9月			10月			11月		
	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬	上旬	中旬	下旬

※計画は黒線、実績は赤線で記入すること

令和 年 月 日

徳島県知事 殿

受託者 住所
氏名

令和 8 年度神山採種園伐採委託業務における
現場管理者および現場責任者選任届

次のものを現場管理者および現場責任者に選任しましたので報告します。

1 現場管理者

所属	職	氏名	緊急連絡先

2 現場責任者

所属	職	氏名	緊急連絡先

3 緊急連絡網

別紙のとおり

4 携帯電話通信可能地

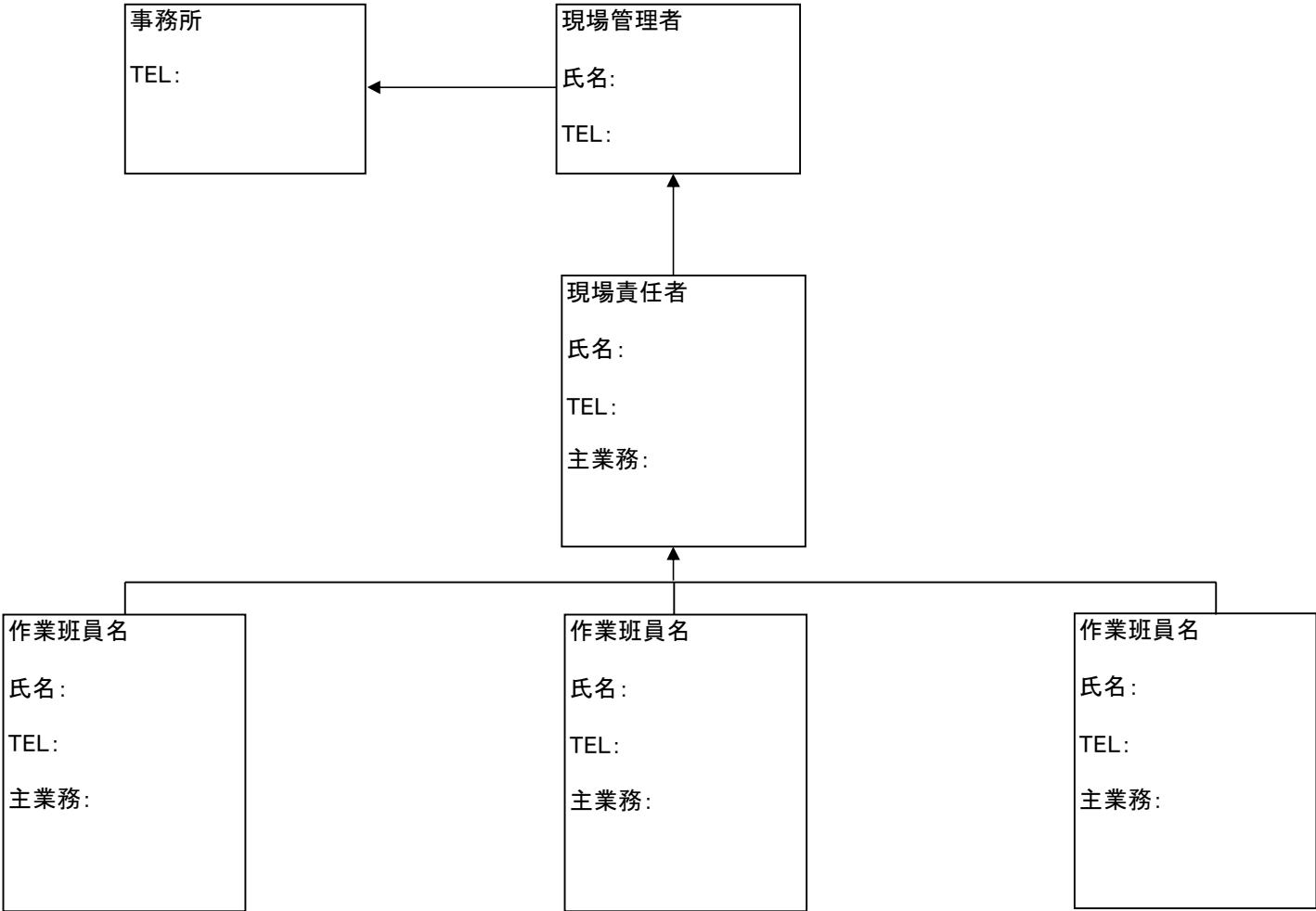
現場から最も近い通信可能地を図示すること。

ただし、森林組合事務所と現場責任者が常に防災無線を使用できる場合は不要

(様式仕様書－3の付)

緊急連絡網

委託業務名：



徳島県知事 殿

住所
氏名

委託業務現場状況報告書

令和 年 月 日付けで契約した次の委託業務について、現場状況を報告します。

委託業務名	
現場訪問日時	令和 年 月 日 時
事業進捗状況	
現場責任者からの 指摘・相談事項	
現場責任者への 指摘事項	

										庁舎名																					
□ 工事 ・ □ 業務																						事 故 報 告 (第 報)									
工 事 名 (業 務 名)														請 負 者 (受注者)																	
路 線 名 等														請負金額 落札率																	
工 事 等 箇 所														工 事 (業 務) 概 要																	
工 期 (履 行 期 間)		年 月 日 から																													
		年 月 日 まで																													
連 絡 者 (請 負 者 窓 口)						(氏名)						(連絡先)						(職種)													
発 生 日 時				年 月 日 () 時 分										天 候																	
発 生 場 所				□ 現場内 ・ □ その他 ()																											
事 故 分 類				人身事故		□ 労働災害 ・ □ 公衆災害 ・ □ もらい事故																									
				物損事故		□ 公衆災害 ・ □ その他事故																									
事故の内容	人身事故	氏 名	年 齢	性 別	被 害 の 程 度						備 考 (業 者 名 等)		分 類		(職 種)																
		物 損 事 故 等																													
発 生 状 況				ライフライン等への影響										□ 有 ・ □ 無し																	
発 生 原 因																															
警察署・労働基準監督署等 への 対 応 状 況																															
備 考																															
※ 位置図，平面図，横断図，現場写真，施工体系図，その他資料を適宜添付。																															
発注機関 担当者 (発注者記入)		担当 (課・係)										連絡先																			
		総括監督員										主任監督員																			
		現場監督員																													
主管課名 (発注者記入)						担当																連絡先									

徳 島 県 知 事 殿

請負(受託)者 住所
氏名

事 故 報 告 書

〇〇〇〇〇共通仕様書〇〇の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | | |
|----|------------|---|
| 1 | 事故発生日 | 年 月 日() |
| 2 | 工事名 | |
| 3 | 路線名等 | |
| 4 | 施工箇所 | |
| 5 | 請負金額 | |
| 6 | 工期 | 年 月 日() |
| 7 | 事故発生場所 | ☐ 現場内・ ☐ その他() |
| 8 | 事故分類 | 人身事故 (☐ 労働災害・ ☐ 公衆災害・ ☐ もらい事故)
物損事故 (☐ 公衆災害・ ☐ その他事故) |
| 9 | 事故内容 | |
| 10 | 負傷等の状況 | 被害の程度 (全治 日)
被害総額 (〇〇万円) |
| 11 | 発生状況 | |
| 12 | 発生原因 | |
| 13 | 安全訓練実施状況 | |
| 14 | 法令違反等の事実 | |
| 15 | 労働基準監督署の見解 | 〇月〇日現地確認 |
| 16 | 警察署の見解 | 〇月〇日報告 |
| 17 | 再発防止策 | |
| 18 | 添付資料 | |

(様式仕様書－7)

年 月 日

徳 島 県 知 事 殿

請負(受託)者 住所
氏名

神山採種園伐採委託業務部分払検査請求書

年 月 日付けで請負(委託)契約を締結した事業について、次のとおり部分払の検査を受けたいのでお願いします。

事業名	
事業箇所	
作業種	
契約事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
請負(委託)金額	金 円
契約事業量	
今回検査申請量	
既審査済量	
残量	
摘要	

徳島県知事 殿

請負(受託)者 住所
氏名

令和8年度神山採種園伐採委託業務完了届

年 月 日付けで請負(委託)契約を締結した事業について、次のとおり完了しましたのでお届けします。

事業名	
事業箇所	市町村
作業種	
数量	
契約事業期間	年 月 日から 年 月 日まで
請負(委託)金額	金 円
完了年月日	
摘要	

※出来高測量図を添付すること。

位置図

工事名：令和8年度神山採種園伐採委託業務

工事箇所：神山町神領

委託箇所

神山町

「出典：国土地理院発行2.5万分1地形図 電子地形図25000(国土地理院)を加工して作

神山採種園
皆伐・地拵え範囲

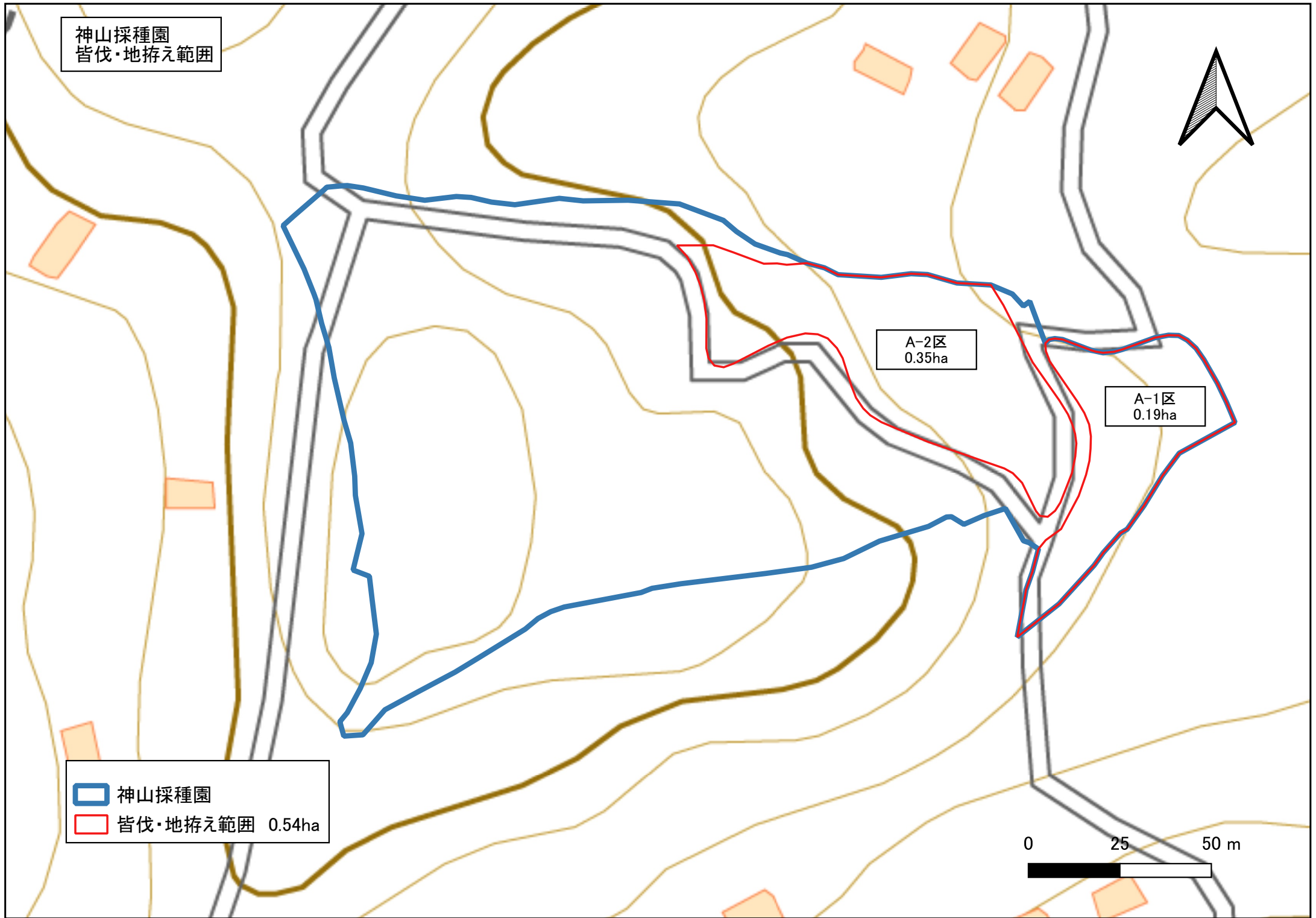


A-2区
0.35ha

A-1区
0.19ha

神山採種園
皆伐・地拵え範囲 0.54ha

0 25 50 m



神山採種園
下刈範囲



①35m
②96m
③271m

— 下刈延長 402m
■ 神山採種園

0 25 50 m

